

## あきた森づくり活動サポートセンター指導者派遣要領

### (目的)

第1 森林ボランティア団体や学校等が行う森林保全活動や森林・林業教室に対し、あきた森づくり活動サポートセンターから森づくり活動指導者（以下「指導者」という。）を派遣することにより、県民に森林・林業の役割や大切さなどの理解を深めてもらうことを目的とする。

### (定義)

第2 指導者とは、森林インストラクター、秋田県森の案内人、林業後継者、秋田県林業普及協力員、森づくり運動推進員のうち登録の許可を受けた者及び指導者として適任であると判断される者とする。

### (派遣する行事等)

第3 森林ボランティア団体の活動や学校等の行事等として行うもので、あきた森づくり活動サポートセンターの目的に沿ったものであること。

### (派遣申請の方法)

第4 指導者の派遣を要望する森林ボランティア団体や学校等（以下「申請者」という。）は、指導者派遣申請書（様式1号）を行事等開催の1か月前までにあきた森づくり活動サポートセンター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 秋田県森の案内人の派遣を要望する場合は、秋田県森の案内人協議会長若しくは秋田県森の案内人事務局に派遣依頼を申請するほか、あきた森づくり活動サポートセンターを通じて森の案内人の派遣を要望する場合は、指導者派遣申請書（様式1号）を行事等開催の1か月前までに所長に提出しなければならない。

### (派遣)

第5 所長は、前条の規定する申請書を受理したときは、当該書類を審査し、適当と認められる場合は、指導者派遣通知書（様式2号）を申請者に交付する。

2 森の案内人の派遣申請があった場合は、所長は速やかに秋田県森の案内人協議会長へ転送しなければならない。

3 秋田県森の案内人協議会長若しくは秋田県森の案内人事務局に派遣申請があった場合は、派遣指導者が決定次第秋田県森の案内人協議会長は指導者派遣通知書（様式2号）の写しを所長に提出するものとする。

### (派遣する指導者)

第6 所長は、指導者として登録している者の中から当該事業等の内容に精通した者を派遣する。

2 秋田県森の案内人協議会長は、会員の中から当該事業等の内容に精通した者を派遣する。

(指導者への了知)

第7 指導者には、指導者派遣申請書(写)及び指導者派遣通知書(写)を送付し、行事等の内容を事前に了知させておくものとする。

(完了報告)

第8 申請者は、行事等が完了した後、10日以内に完了報告書(様式3号)を所長に提出しなければならない。

2 秋田県森の案内人協議会長又は秋田県森の案内人協議会事務局が直接森の案内人を派遣した場合は、前項同様申請者が10日以内に完了報告書(様式3号)を所長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第9 派遣に要する経費は、申請者と指導者が協議をして決定するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項が生じたときは、その都度定める。

附則

この要領は、平成25年7月29日から施行する。